

請求書に係る押印の見直しについて

請求書に係る押印の取扱いを、下記の通り見直します。

1 実施時期

令和7年10月1日請求分より適用

2 対象書類

前払金・保証金を含む全ての請求書

※法令・要綱等により押印を求められているものを除く

3 押印を省略することができる条件

- (1) 請求者と振込先口座名義人が同じ
- (2) 請求者の名称・所在地が記載されている
- (3) 発行者（発行責任者及び発行担当者）の氏名・連絡先が記載されている

4 その他

- (1) 手書きでの追記は可能とするが、鉛筆等消すことのできる筆記具での記入は不可
- (2) 従来通り押印されているものは、従前通りの取扱いとする